

答 申 第 3 号  
令和4年1月26日

北広島市長  
上 野 正 三 様

北広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 山 下 竜 一



答 申

令和3年12月22日付け北広総務第170号にて諮問のありました「北広島市役所庁舎における電話の通話録音について」は、北広島市情報公開・個人情報保護審査会による審議の結果、「北広島市電話通話記録装置取扱要綱」を策定し、個人情報の収集、利用及び提供を可能とする取扱いについて、実施機関が個人情報を保護する観点から、条例に即した統一的な運用を定める規程等を策定し、適正に取扱うことを求めます。

なお、市民へ周知を行う際には、録音データの取扱いについて、情報セキュリティの確保や職員の守秘義務について触れるなど、市民の不安を取り除くような丁寧な周知となるよう要望します。

また、録音データの取扱方法や開示方法等については、より詳細に整理する必要があると考えます。